［2～6　略］

7　第一項の表第四号リ及びヌ、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［8・9　略］

（品質マネジメントシステム）

第六条の三　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十四条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

第九条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ　試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　試験研究用等原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

［2～6　同上］

7　第一項の表第四号リ及びヌ並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［8・9　同上］

［条を加える。］

（試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検）

第九条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一　原子炉冷却系統施設

二　制御材駆動設備

三　電源、給排水及び排気施設

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が試験研究用等原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させなければならない。